

改正案					
現行	<p style="text-align: center;">(許可の申請等に係る添付書類)</p> <p>第七条 次の表の上欄に掲げる申請書及び届出書には、同表の下欄に掲げる書類を添付するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">申請書等</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>解体業許可・許可の更新申請書 (共同省令様式第五)</p> <p>破砕業許可・許可の更新申請書 (共同省令様式第八)</p> <p>破砕業の事業の範囲の変更許可申請書 (共同省令様式第十)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>申請者（申請者が法人である場合には法第六十一条第一項第三号に規定する役員とし、申請者が同項第四号に規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、申請者に政令第五条に規定する使用人がある場合には当該使用人を含む。）が法第六十二条第一項第二号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書</p> </td> </tr> </tbody> </table>	申請書等	添付書類	<p>解体業許可・許可の更新申請書 (共同省令様式第五)</p> <p>破砕業許可・許可の更新申請書 (共同省令様式第八)</p> <p>破砕業の事業の範囲の変更許可申請書 (共同省令様式第十)</p>	<p>申請者（申請者が法人である場合には法第六十一条第一項第三号に規定する役員とし、申請者が同項第四号に規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、申請者に政令第五条に規定する使用人がある場合には当該使用人を含む。）が法第六十二条第一項第二号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書</p>
申請書等	添付書類				
<p>解体業許可・許可の更新申請書 (共同省令様式第五)</p> <p>破砕業許可・許可の更新申請書 (共同省令様式第八)</p> <p>破砕業の事業の範囲の変更許可申請書 (共同省令様式第十)</p>	<p>申請者（申請者が法人である場合には法第六十一条第一項第三号に規定する役員とし、申請者が同項第四号に規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、申請者に政令第五条に規定する使用人がある場合には当該使用人を含む。）が法第六十二条第一項第二号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書</p>				
備考					

改正案	現行	備考
<p>(書類の提出部数等)</p> <p>第七条 法、政令、共同省令又はこの規則により、知事に提出する書類の提出部数及び提出機関は別表のとおりとする。</p> <p>別表(第七條關係) (略)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(書類の提出部数等)</p> <p>第八条 法、政令、共同省令又はこの規則により、知事に提出する書類の提出部数及び提出機関は別表のとおりとする。</p> <p>別表(第八條關係) (略)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>解体業変更届出書(共同省令様式第七)(共同省令第五十八条第四号から第六号まで及び第九号に係るものに限る。)</p> <p>破碎変更届出書(共同省令様式第十一)(共同省令第六十四条第四号から第六号まで及び第九号に係るものに限る。)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>届出者(届出者が法人である場合には法第六十一条第一項第三号に規定する役員とし、届出者が同項第四号に規定する未成年者である場合にはその法定代理人を、届出者に政令第五条に規定する使用人がある場合には当該使用人を含む。)</p> <p>が法第六十二条第一項第二号イに規定する破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村長の証明書</p> </div>	